

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る12月10日の本会議において付託を受けた議案16件について、11日及び18日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第1号 田辺市手数料条例の一部改正について、同議案第12号 権利の放棄について、同議案第13号 権利の放棄について、同議案第14号 平成21年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)、同議案第19号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について、同議案第20号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、同議案第21号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、同議案第22号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、同議案第23号 和歌山県市町村職員退職手当事務組規約の変更について及び同議案第25号 上富田町と田辺市との間における消防事務の委託に関する規約の変更についての以上10件は、全会一致により、同議案第7号 平成21年度田辺市一般会計補正予算(第9号)の所管部分、同議案第8号 平成21年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)のうち給与費関係部分、同議案第11号 平成21年度田辺市介護保険特別会計補正予算(第3号)のうち給与費関係部分、同議案第16号 平成21年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、同議案第17号 平成21年度田辺市診療所事業特別会計補正予算(第2号)のうち給与費関係部分及び同議案第18号 平成21年度田辺市水道事業会計補正予算(第4号)の以上6件は、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年12月18日

総務企画委員会

委員長 安 達 克 典

# 委員長報告

本委員会は、去る12月10日の本会議において付託を受けた議案4件について、12月11日及び18日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第4号 民事調停の申立てについて、同議案第5号 字の区域の変更について、同議案第6号 市道路線の認定について、同議案第7号 平成21年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分についての以上4件については、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第6号 市道路線の認定について、これまでの経緯について詳細説明を求めたのに対し、「この路線は、合併前に旧本宮町と和歌山県との間で事前協議が行われており、その際に交わした承諾書において、町が県に対し要望した舗装並びに側溝整備等の道路改修工事が完了した後は、移管されるという条件が付されていた。その改修工事が完了した旨の報告が県の方からあり、今回に至っている」との答弁がありました。これに対し委員会として、今後の市道路線の認定に関しては、市の厳しい財政状況や、事務移譲が進むことによる維持管理の負担増等を十分に勘案しつつ、より慎重に移管事務を行うことを強く申し入れました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年12月18日

産業建設委員会

委員長 中本賢治

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る12月10日の本会議において付託を受けた議案9件について、10日及び18日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第3号 田辺市交通災害共済条例の廃止について、同議案第7号 平成21年度田辺市一般会計補正予算(第9号)の所管部分、同議案第8号 平成21年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の所管部分、同議案第9号 平成21年度田辺市老人保健特別会計補正予算(第2号)、同議案第10号 田辺市介護保険条例及び田辺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、同議案第11号 平成21年度田辺市介護保険特別会計補正予算(第3号)の所管部分、同議案第15号 平成21年度田辺市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、同議案第17号 平成21年度田辺市診療所事業特別会計補正予算(第2号)の所管部分及び同議案第24号 田辺市、上富田町青少年補導センター協議会規約の変更についての以上9件については、すべて全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第7号 平成21年度田辺市一般会計補正予算(第9号)の所管部分について、教育費のうち、太陽光発電設備設置工事の概要説明を求めたのに対し、「従来の安全・安心な学校づくり交付金に加え、国の公共投資臨時交付金の適用を受けて、発電容量10キロワットの太陽光発電設備を小中学校5カ所に設置するもので、工事費、設計委託料等を合わせた総事業費は1校当たり1,637万円である。今回設置する太陽光発電設備の年間発電量は一般家庭約3軒分の年間電力使用量に相当し、1校当たり年間18万円程度の電気代削減が見込まれる」との答弁がありました。

さらに、今回設置する5校の選定基準についてただしたのに対し、「旧市町村単位の地域に1校ずつ設置したいと考え、稲成小学校及び栗栖川小学校については、耐震補強工事とあわせて一体的、効率的な工事施工を図るため選定したもので、龍神中学校、本宮中学校及び大塔中学校については建築年数や建築構造上の安全性からみて、太陽光パネル等の荷重に十分耐え得ることができるため選定したものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年12月18日

文教厚生委員会

委員長 久保隆一